

避難行動要支援者 避難支援プラン



平成 19 年 12 月

平成 28 年 2 月 (改訂版)

糸 魚 川 市

目 次

1. 避難支援プラン策定の趣旨	1
2. 避難支援プランの位置づけ	1
3. 避難支援プランの構成	2
4. 避難行動要支援者は	2
5. 避難誘導・安否確認体制	4
6. 防災情報の発令及び伝達体制の整備	7
7. 区分別支援方法	8
8. 避難所における支援	13
9. 避難行動要支援者登録	13
10. 個別支援計画の作成	15
11. 災害時における個人情報の取り扱い	15

添付資料

様式第1号 糸魚川市避難行動要支援者登録申請書（兼個別支援計画書）

避難行動要支援者避難支援プラン

1 避難支援プラン策定の趣旨

近年、相次ぐ水害や震災の経験から、高齢者や障害者など災害発生時に独力で避難することが困難な人たちへの支援対策が重要課題となっている。

糸魚川市はこれまで、国の対策指針の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を受け、平成19年12月に「糸魚川市災害時要援護者避難支援プラン」を策定してきた。

平成23年3月の東日本大震災を受け、平成25年6月には、災害対策基本法の改正が行われた。その改正内容は、「糸魚川市地域防災計画」にもあるように、高齢者や障害者等の特に配慮を必要とするもの（以下「要配慮者」という。）のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者で、円滑かつ迅速な避難のため、特に支援を要するものを「避難行動要支援者」と位置づけ、市がこの名簿を作成し、本人の同意を得て関係者に情報提供することや未同意者の名簿の情報の取り扱いについても、この法の中で整備が行われている。

このような動きを受けて、当市の避難行動要支援者の対象者を明確にし、必要な情報の把握および活用方法を定め、支援に係る自助・共助・公助の役割分担や関係機関の支援体制等を整備するため、「糸魚川市災害時要援護者避難支援プラン」を見直し、「糸魚川市避難行動要支援者避難支援プラン」を策定する。

2 避難支援プランの位置づけ

本プランは、糸魚川市地域防災計画中の「避難体制の整備」及び「要配慮者の安全確保計画」等の具体化を図るための計画である。

糸魚川市地域防災計画(抜粋)

第2章 災害予防

第25節 避難体制の整備

1 計画の方針

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全のため、特に次の事項に配慮する。

- ① 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有
- ② 早期避難のための迅速・確実な方法による避難に関する情報等の伝達
- ③ 防災・福祉関係者及び地域住民による避難支援体制の整備
- ④ 避難先での安否確認及び生活面の配慮

第26節 要配慮者の安全確保計画

2 主な取組

- (1) 避難行動要支援者の把握に努める。
- (2) 避難行動要支援者への支援に関する啓発、訓練等を適切に実施する。
- (3) 避難誘導・指定避難所等の管理等に関する体制整備に努める。

第3章 災害応急対策

第24節 要配慮者の応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約のある要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階に

において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じていく。

また、市、県等の行政と日ごろ避難行動要支援者の身近にいる地域住民、自治会、自主防災組織、関係団体及び社会福祉施設、医療施設等(以下「社会福祉施設等」という。)との協働のもと支援を行う。

3 避難支援プランの構成

本プランは、全体計画及び個別支援計画で構成する。

(1)全体計画

避難行動要支援者に係る自助、共助、公助の役割分担及び要支援者登録等について定めると共に、個別支援計画作成の指針として避難行動要支援者の区分ごとに支援方法等を表示する。

(2)個別支援計画

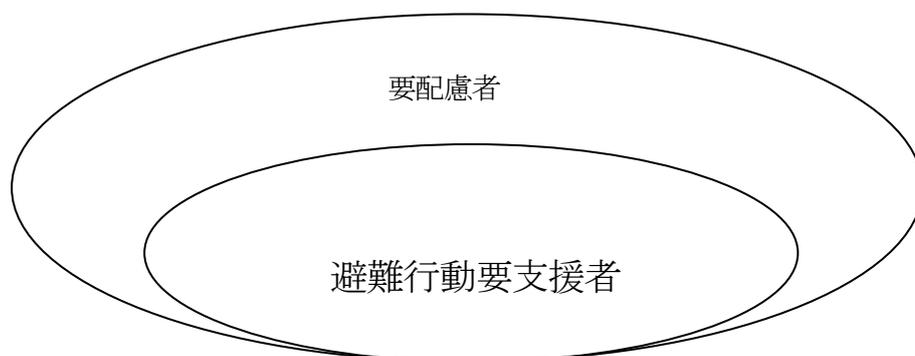
市や民生委員等は、避難行動要支援者と打ち合わせ等をしてしながら、一人ひとりの避難支援方法について個別支援計画の作成を進める。

自治会・自主防災組織は、市から提供される個別支援計画を参考にしながら、災害時の避難支援に備えるものとする。

4 避難行動要支援者とは

避難行動要支援者とは、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

避難行動要支援者の特性は個人差も大きく程度も千差万別である。当市における避難行動要支援者は次のとおりである。



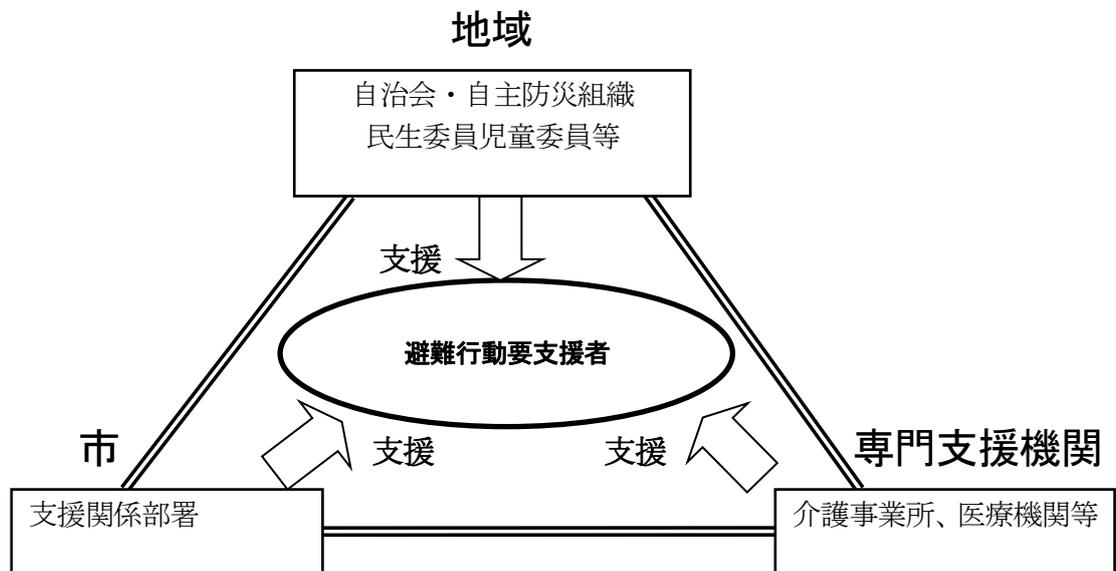
避難行動要支援者

区 分		対象者
高齢者	一人暮らし	65歳以上の一人暮らし高齢者
	寝たきりの者	介護保険の障害高齢者の日常生活自立度がランク B または C の者
	認知症の者	介護保険の認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ a 以上の者
身体障害者	視覚障害者	1種に該当する身体障害者
	聴覚障害者	
	言語障害者	
	肢体不自由者	
	内部障害者	
知的障害者	療育手帳 A に該当する者	
精神障害者	1級に該当する者	
難病患者	重度の難病患者	
妊産婦		
乳幼児・児童		
外国人		
その他	上記に準ずる状態にある者又は日中家族が不在となり、災害時の避難行動にあたり支援が必要と認められる者で自らの生命を主体的に守るため登録を求める者	

5 避難誘導・安否確認体制

避難行動要支援者を安全に避難誘導するためには、最も身近な地域住民の協力が不可欠であり、自治会・自主防災組織における地域住民の避難行動には、避難行動要支援者の避難支援を視野に入れた安否確認・避難誘導体制づくりが必要である。一方、避難行動要支援者も地域の支援はあくまで善意と助け合いによって行われるものであり、災害時に支援ができなかったり、事故等が発生したりしても避難支援者の責任を伴うものではないことを理解し、常に自助の意識を持ち、普段から地域や近隣住民とのコミュニケーションを図り、周囲の人と良い関係を作るよう努めていく必要がある。

避難の支援にあたっては、市、地域（自治会・自主防災組織等）、専門支援機関の3者が連携することで安否確認及び避難誘導がスムーズに行われることから、それぞれ次のような役割分担のもとに避難支援体制を整えることとする。



(1) 市の役割

【平常時】

- ① 福祉事務所は、避難行動要支援者登録申請の受付・整理・管理と個別支援計画の策定を行うと共に、同意を得た者の情報を警察署、自治会・自主防災組織及び民生委員児童委員等の避難支援等に携わる関係者に提供する。
- ② 健康増進課は、救護班の編成に備え、医師会・医療機関との連絡調整、協力要請を行う。
- ③ 環境生活課は、外国人のニーズ把握、防災意識の啓発、関係機関のネットワークを構築する。
- ④ 消防本部は、地域での自主防災組織の設立支援、活動支援を行う。
- ⑤ 市民課は、避難所開設のための体制整備をする。

【災害発生時】

- ① 消防本部は、避難準備情報・避難勧告・避難指示等の避難情報を発令する。
- ② 市民課は、避難情報発令と共に避難所を開設し、被災者名簿等を作成する。避難状況によっては、福祉事務所が福祉避難室の設置を検討する。
- ③ 福祉事務所は、地域の協力を得て避難行動要支援者の状況把握を行うと共に、対応指示にあたるものとする。

他の避難者と共に避難所で生活することが困難な避難行動要支援者に対しては、必要に即

じ健康増進課が医療機関、福祉事務所が福祉施設の利用支援を行う。

- ④ 福祉事務所は、避難所に相談窓口を設置する。

(2) 地域(自治会・自主防災組織、消防団等)の役割

【平常時】

- ① 避難行動要支援者に対する安否確認や避難支援には、避難支援者の協力が不可欠であり、この避難支援者は、避難行動要支援者やその家族が災害発生時に容易にかけつけることができる親族や近隣住民を自らが個人的に依頼することを原則とする。しかし、自らが避難支援者を依頼できない避難行動要支援者に対しては、近隣住民の協力が不可欠であることから、地域内で「避難支援者」を選任し、災害時において避難支援を行うこととする。地域で選任をする場合は、特定の個人に過度な負担がかからないよう配慮する。
- ② 地域は市から提供を受けた避難行動要支援者の「個別支援計画」を参考にしながら災害時に備える。また、あらかじめ地域内の地形や危険個所、建物の耐震化の状況等を考慮し、避難路及び避難場所（一時集合場所等）と誘導方法を具体的に決めておくとともに、防災訓練の実施に努める。
- ③ 民生委員は、一人暮らし高齢者現況調査等で避難行動要支援者の状況確認に努めるとともに、市と協力し避難行動要支援者の個別計画の策定を進める。

【災害発生時】

- ① 避難支援者は、個別支援計画に基づき避難行動要支援者の安否確認を行うと共に、自身の安全を確保した上で避難誘導を行い、避難終了後は避難状況を地域代表者へ報告する。避難の必要がないような軽度な被災状況であっても、避難行動要支援者に対しては安否確認と共に適正な情報提供及び心理的支援を行う必要がある。
- ② 地域代表者は、地域住民の安否情報及び避難状況を市へ報告する。

(3) 専門支援機関(介護事業所・医療機関等)の役割

【平常時】

- ① 介護事業所、医療機関は、ケアマネジャー、ホームヘルパー等を通じて寝たきりの者、認知症の者、身体障害者等への登録申請に、保健所においては難病患者の登録申請に協力する。

【災害発生時】

- ① 介護事業所、医療機関は、各々の防災対策計画に基づき、避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導に協力する。
- ② 他の避難者と同じ条件では避難生活を送れない避難行動要支援者に対しては、医療機関への入院や福祉施設への緊急入所の利用等に協力する。

災害に備えた機関別避難行動要支援者支援分担

	関係機関等	平常時	災害時
市	市民課	① 避難所開設のための体制整備	① 避難所の開設、被災者名簿作成
	福祉事務所	① 個別支援計画の作成 ② 避難行動要支援者の登録・名簿管理 ③ 避難行動要支援者及び支援体制整備の状況確認 ④ 自主防災組織等への避難行動要支援者名簿の送致 ⑤ 地域に避難行動要支援者の避難支援に避難支援者がその責任を負う義務は無いことの周知	① 避難行動要支援者の状況把握・対応指示 ② 福祉避難室設置の検討 ③ 福祉相談所設置 ④ 民間福祉施設利用の検討
	健康増進課	① 救護班の編成に備えた医師会・医療機関との体制整備 ② 関係施設の対応確認	① 救護所・健康相談所の開設 ② 医療機関との連絡調整と協力要請 ③ 医薬品などの調達確保 ④ 健康相談・健康調査の対応 ⑤ 傷病人の把握 ⑥ 医療施設の被害把握 ⑦ 医療施設利用の検討
	環境生活課	① 外国人のニーズ把握、防災意識の啓発等による災害予防対策 ② 外国人関係機関のネットワーク構築	① 通訳ボランティアの受入れ ② 避難所での外国人に対するケア活動
	消防本部(防災室)	① 自主防災組織設立支援 ② 自主防災組織活動支援 ③ 防災意識の啓発	① 避難情報発令(避難準備情報、避難勧告、避難指示)
地域	自治会・自主防災組織等	① 避難行動要支援者の把握・見守り・声かけ ② 自らが依頼できない避難行動要支援者への避難支援者の選任支援 ③ 避難路・場所の選定と住民周知 ④ 避難誘導訓練の実施 ⑤ 避難行動要支援者の避難支援に避難支援者がその責任を負う義務は無いことの周知	① 避難支援者は、自身の安全確保 ② 避難行動要支援者の安否確認と避難誘導、市への状況報告
	民生委員児童委員	① 一人暮らし高齢者現況調査等での状況確認	① 避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導に協力
専門支援機関	介護事業所 医療機関	① 寝たきりの者、認知症の者、身体障害者(一種)等への名簿登録申請に協力	① 避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導に協力 ② 避難生活を送れない避難行動要支援者への緊急入所等の支援
	保健所	① 難病患者の避難行動支援者名簿への登録に協力	① 市との連携で医療機関や福祉施設の利用支援

6 防災情報の発令及び伝達体制の整備

(1) 防災情報の種類

① 気象情報

市は、気象庁が発表する気象予報（注意報や警報など）等の防災関係情報について、特に市域に重大な被害を与えるおそれがある場合は、早めの情報発信に努め、住民に注意を喚起する。

② 避難情報

避難情報の種類は次のとおりである。

情報の種類	内 容
ア. 避難準備情報	気象状況等により、このままの状況が続けば避難勧告を発令することになると見込まれるときに、一般の方よりも避難行動に時間がかかると見込まれる避難行動要支援者が、早めに避難行動を始めてもらうために出す情報。あわせて、一般の方にも避難のための準備を呼びかける意味もある。
イ. 避難勧告	災害が発生するおそれが高いときに発令するもの。避難勧告発令の際には、避難原因や避難範囲、避難先を指定して、危険な区域からの避難を呼びかける。
ウ. 避難指示	避難勧告よりも強い「避難命令」。特に危険が迫っている場合に、強制的に危険な区域からの避難を命令するもの。

(2) 避難行動要支援者に対する伝達手段

① 防災行政無線等による伝達

緊急を要する防災情報は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）及び緊急告知放送の一斉放送により住民に伝達する。

一斉放送では災害情報の認識ができない避難行動要支援者には、訪問により対面での伝達が最も確実であり、地域内での伝達体制の確立が必要である。

ア. 自治会・自主防災組織（避難支援者）による情報伝達

- ・直接訪問（隣近所同士の声かけ等）
- ・電話、FAX、メール等

② 防災行政無線等以外の伝達方法

ア. 糸魚川市安心メールや緊急速報メールの活用

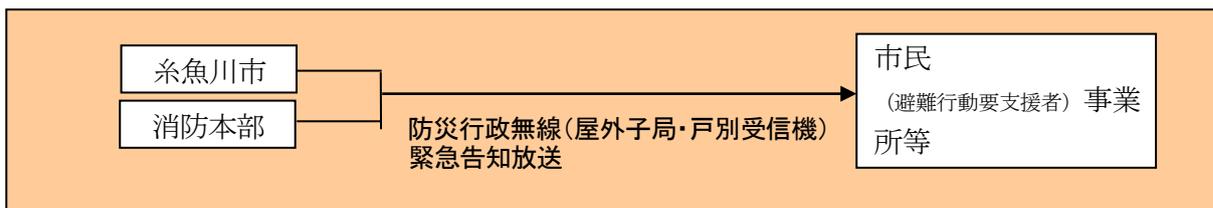
安心メールの登録者や携帯電話会社が行う緊急速報メールで災害情報を一斉配信する。

イ. 報道機関を通じての避難情報

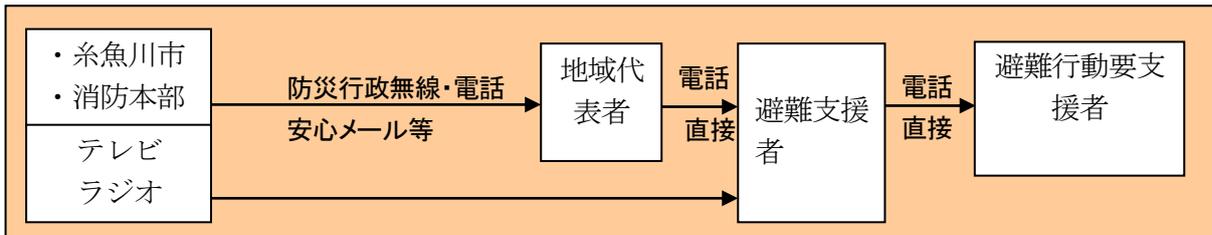
- ・緊急を要する避難情報は、防災行政無線等のほか、Lアラート（災害情報共有システム）の情報ルートにより、県内のテレビ・ラジオで避難情報を周知する。

■情報伝達フロー図

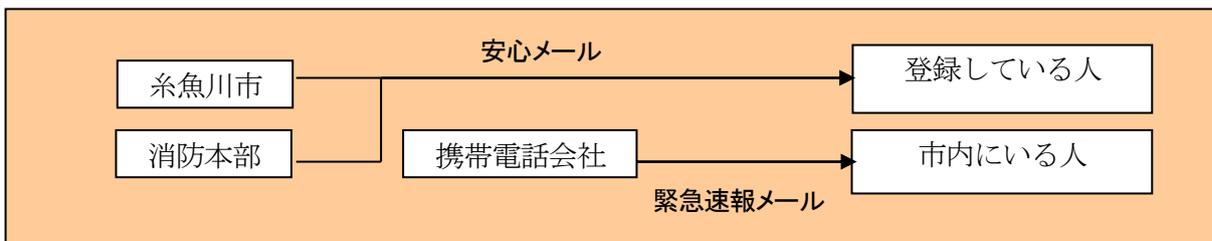
●防災行政無線・緊急告知放送



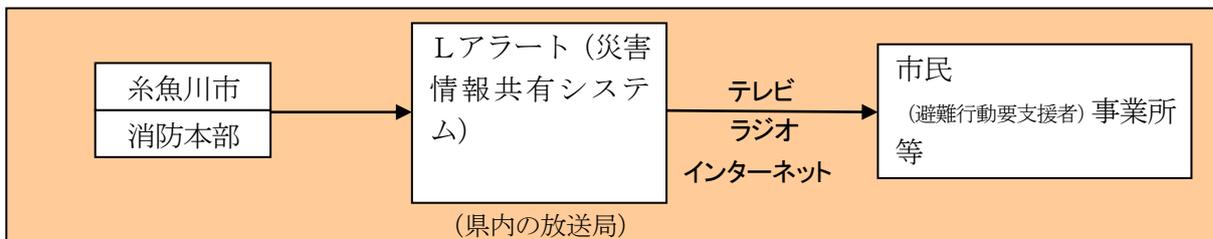
●自治会・自主防災組織 (避難支援者)



●安心メール・緊急速報メール

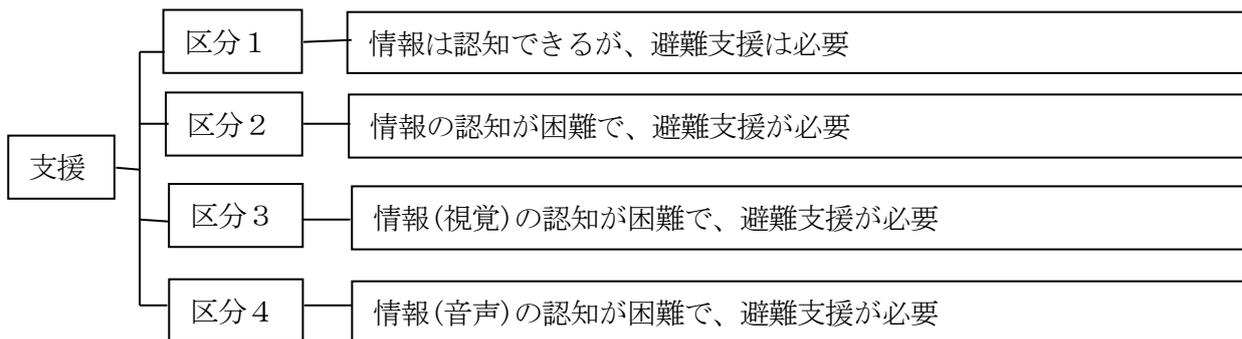


●報道機関



7 区分別支援方法

避難行動要支援者の安全を確保し適正な避難支援を行うため、支援の形態を次の4区分に分けて整理する。



区分 1 に該当する例 情報は認知できるが、避難支援が必要

<p>避難行動要支援者の特徴と配慮すべき事項</p>	<p>○防災行政無線等、テレビ・ラジオ等により、危険状況の認知はできるが、自力歩行や素早い避難行動が困難である。 ○自力歩行が困難な場合は家族や避難支援者等で複数の避難支援者が必要となる場合がある。 ○医療機器や医薬品などが必要となる場合がある。</p>
<p>要支援区分の例</p>	<p>高齢者、寝たきりの者、肢体不自由者、内部障害者、難病患者 等</p>

<p>段 階</p>	<p>対 応</p>
<p>避難情報伝達</p>	<p>○災害情報の認知方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線等の放送や広報車により本人が認知できる。 ・ 情報を認知した避難支援者が、訪問し状況確認・情報伝達する。 ・ 可能な場合は、本人から避難支援者へ支援要請（連絡）する。
<p>避難支援</p>	<p>○避難時の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難支援者が訪問し、避難の支援を行う。 ・ 自力歩行が困難な避難行動要支援者には複数の避難支援者により、担架や車椅子などを用い避難場所へ移動（搬送）する。 ・ 必要な医療器具・医薬品などの携行についても留意する。 <p>○一次避難後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域代表者は、地域内の避難行動要支援者の安否を確認する。（本人又は避難支援者からの避難完了報告の取りまとめ） ・ 地域の避難状況を市（避難所派遣職員等）へ報告する。 ・ 未確認者があるときは、地域内で再確認し、不明な場合は市へ報告し協力要請する。 ・ 収容等、特別な措置が必要な場合も市へ要請し医療機関等への連絡・収容を行う。
<p>避難生活</p>	<p>○必要な措置・対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所において伝達する災害情報等は、一般の避難者への伝達方法と同様の周知方法とする。 ・ 一般の避難者と同一の空間での生活は、本人だけでなく家族等の精神的負担も増大するため、区画された別室（福祉避難室）を設けたり、他の施設への収容を検討する。 ・ 意見や心配事が伝えられず不安が増大する避難行動要支援者・家族等に対する相談に留意する。

区分2に該当する例 情報の認知が困難で、避難支援が必要

<p>避難行動要支援者の特徴と配慮すべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら危険を認知することや、自分の状況を伝えることが困難。 ・急激な状況の変化に遭遇し、精神的な動揺・混乱が見られる場合がある。 ・同居家族等が高齢あるいは非力な場合などは、避難を手助けする避難支援者が必要。
<p>要支援区分の例</p>	<p>認知症の者、知的障害者 等</p>

段 階	対 応
<p>避難情報伝達</p>	<p>○災害情報の覚知方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人が危険覚知することが困難ではあるが、世話をする家族等の同居者により危険を覚知し避難行動開始が可能。 ・防災行政無線等の放送により、状況を覚知した避難支援者が、訪問または電話で状況を確認する。
<p>避難支援</p>	<p>○避難時の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難支援者が訪問し、避難の支援を行う。 ・避難中も常に話しかけるなどして、精神的に不安定にならないように、気持ちを落ち着かせながらの誘導が必要。 ・避難支援者は、避難予定場所に避難しているか確認する。 ・避難行動要支援者は、同居者等とともに自力で避難する場合には、避難支援者の訪問に備え、避難先などを書いた紙を玄関先に掲示しておく。 <p>○一次避難後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域代表者は、地域内の避難行動要支援者の安否を確認する。 (本人又は避難支援者からの避難完了報告の取りまとめ) ・地域の避難状況を市(避難所派遣職員等)へ報告する。 ・未確認者があるときは、地域内で再確認し、不明な場合は市へ報告し協力要請する。 ・収容等、特別な措置が必要な場合も市へ要請し医療機関等への連絡・収容を行う。
<p>避難生活</p>	<p>○必要な措置・対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者は、状況が理解できないまま避難所生活を送ることとなり、精神的に不安定な状態となることが考えられる。一般の避難者と同一の空間での生活は、本人だけでなく家族等の精神的負担も増大するため、区画された別室(福祉避難室)を設けたり、他の施設への収容も検討する。

区分3に該当する例 情報(視覚)の認知が困難で、避難支援が必要

避難行動要支援者の特徴と配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚による状況把握が困難なため、音声による情報が不可欠となる。 ・避難情報のほか、音声による状況説明にも配慮が必要。 ・災害時には、住み慣れた地域でも状況が一変するため、単独では素早い行動ができない。
要支援区分の例	視覚障害者 等

段 階	対 応
避難情報伝達	<p>○災害情報の覚知方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線等の放送や広報車により本人が覚知できる。 ・情報を覚知した避難支援者が、訪問し状況確認・情報伝達する。
避難支援	<p>○避難時の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難支援者が訪問し、避難誘導する。 ・避難支援者は避難行動中も周囲の状況等を教えることで、不安の解消・軽減に配慮する。 <p>○一次避難後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域代表者は、地域内の避難行動要支援者の安否を確認する。(本人又は避難支援者からの避難完了報告の取りまとめ) ・地域の避難状況を市(避難所派遣職員等)へ報告する。 ・未確認者があるときは、地域内で再確認し、不明な場合は市へ報告し協力要請する。 ・収容等、特別な措置が必要な場合も市へ要請し医療機関等への連絡・収容を行う。
避難生活	<p>○必要な措置・対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所等では多数の避難者への情報伝達手段として、掲示物等での情報提供が多くなるが、音声での伝達にも配慮する。 ・意見や心配事が伝えられず不安が増大する避難行動要支援者に対する相談に留意する。

区分4に該当する例 情報(音声)の認知が困難で、避難支援が必要

<p>避難行動要支援者の特徴と配慮すべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・音声による避難誘導の指示が認識できないので、正面から口を大きく動かして話したり、身振り、手話、筆談、図や絵など、視覚による情報伝達が必要。 ・視界外の危険の察知が困難で、支援者の避難誘導が必要な場合がある。 ・自分の状況等を言葉で知らせることができない場合がある。
<p>要支援区分の例</p>	<p>聴覚障害者 等</p>

<p>段 階</p>	<p>対 応</p>
<p>避難情報伝達</p>	<p>○災害情報の覚知方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線等の放送により、情報を覚知した避難支援者が、訪問し状況確認・情報伝達する。 ・本人が、TV等文字放送で確認する。 ・安心メール等で状況を確認（登録者）する。
<p>避難支援</p>	<p>○避難時の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難支援者が訪問し、避難誘導する。 ・避難行動要支援者は、自ら避難する場合には、避難支援者の訪問に備え、避難先などを書いた紙を玄関先に掲示しておく。 ・避難支援者は、避難予定場所に避難しているか確認する。 <p>○一次避難後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域代表者は、地域内の避難行動要支援者の安否を確認する。（本人又は避難支援者からの避難完了報告の取りまとめ） ・地域の避難状況を市（避難所派遣職員等）へ報告する。 ・未確認者があるときは、地域内で再確認し、不明な場合は市へ報告し協力要請する。 ・収容等、特別な措置が必要な場合も市へ要請し医療機関等への連絡・収容を行う。
<p>避難生活</p>	<p>○必要な措置・対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の放送伝達だけでは情報が伝わらないため、掲示物等による情報発信を行う。（聴覚障害者以外にも有効） ・意見や心配事が伝えられないケースを考え、筆談等での相談に留意する。

8 避難所における支援

大規模災害時には限られたスペース、限られた支援物資等の中での共同生活となるため、一般避難者はもちろんのこと、要配慮者や避難行動要支援者であっても、全員に対して平等性や公平性だけを重視するのではなく、介助者の有無や障害の種類、程度等に応じて優先順位をつけて対応することとなる。避難行動要支援者であるか否かにかかわらず、「最も困っている人」から臨機応変に対応することを基本とするため、地域住民の理解を深めておかなければならない。

避難所においては、避難行動要支援者の中には必要な支援に関する相談ができず、不安増大・体調不良となる傾向がある。このため、市はニーズの把握や支援の実施に十分留意しなければならない。

(1) 相談窓口の設置

- ① 福祉事務所は、各避難所に相談の窓口を設置する。
- ② 避難行動要支援者の混在する避難所においては、さらに地域関係者等の協力を得て避難行動要支援者の健康面や心配ごと等の相談受付体制を充実させる必要がある。
- ③ 女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口には女性を配置する。

(2) 避難所内の配慮

- ① 災害情報の伝達にあたっては、避難行動要支援者への確実な情報伝達方法に留意する。
- ② 広い避難所内でも、避難行動要支援者が気兼ねなく生活できるような配置に配慮する。
- ③ 妊産婦や要介護者等、一般の避難者と一緒に生活を送ることが困難な場合は、他の部屋を福祉避難室として設けることを検討する。なお、症状等により不安がある場合は、医療機関や社会福祉施設等への緊急避難などを手配する。
- ④ 避難生活が長期に及ぶ場合、特に高齢者においては生活機能の低下を防止するため、適切なりハビリテーション等を実施する。

9 避難行動要支援者登録

市は、災害時の避難行動要支援者の安否確認や避難支援のために避難行動要支援者を登録し、その情報を自治会・自主防災組織並びに民生委員児童委員と共有することで、避難行動要支援者への個々の対応に活用する。

(1) 避難行動要支援者登録申請

- ① 避難行動要支援者の登録にあたっては、個人情報の共有についての同意を得るため、避難行動要支援者登録申請書（様式第1号）の提出を求めることとする。
- ② 登録手続きにあたり、市広報等での呼びかけのほか、下表の避難行動要支援者の区分の内、①から⑦までの者に対しては民生委員児童委員やホームヘルパー・ケアマネジャー等の協力を得て避難行動要支援者本人からの申請に直接的な働きかけを行う。（同意方式）
また、⑧以降に該当する場合は、本人からの自主的な申請による。（手上げ方式）

- ③ 登録申請書は個別支援計画書を兼ねるものとし、避難行動要支援者の避難支援に活用する。
- ④ 避難行動要支援者本人の同意を得て共有する個人情報は、避難支援以外の目的に使用しない。

区分ごとの登録方法及び主管部署

区 分	名簿登録	状態把握の時期等	データ主管
①一人暮らし高齢者	同意方式	民生委員等の訪問時	福祉事務所
②寝たきりの者		ケアマネジャーの訪問時	
③認知症の者			
④身体障害者	同意方式	手帳交付、更新時	
⑤知的障害者			
⑥精神障害者			
⑦難病患者	同意方式	保健所へ更新手続時	保健所等
⑧妊産婦	手上げ方式	本人からの申請	こども課
⑨乳幼児・児童			こども課
⑩外国人			環境生活課
⑪上記に準じた事情による者			福祉事務所

(2) 名簿の共有・管理・活用

- ① 避難行動要支援者登録に基づき、市において登録者の名簿（以下「名簿」という。）を作成し管理する。
- ② 市は、避難行動要支援者の避難支援に活用するため、自治会・自主防災組織等に名簿の他に登録申請書（兼個別支援計画書）の写しを提供する。また、少なくとも毎年1回は自治会・自主防災組織等に名簿や登録申請書（兼個別支援計画書）の写しを送付し、古いものを回収する。
- ③ 名簿の管理や作成は、福祉事務所が所管し、避難行動要支援者への支援対策が必要な部署（以下「支援関係部署」という。）並びに警察署、自治会・自主防災組織及び民生委員児童委員は平常時からその情報を共有する。また、災害時には必要に応じ、社会福祉協議会、地域包括支援センター等にも情報提供する。
- ④ 紙媒体で名簿等の提供を受けた者は、情報が提供先以外に漏洩することがないように管理責任者を定め、管理方法等に留意すると共に、情報守秘義務の周知徹底をはかる。
- ⑤ 避難行動要支援者情報については、自治会・自主防災組織等、地域において避難支援訓練等において活用する。

10 個別支援計画の作成

- ① 避難行動要支援者より、登録の申請があった時には、市又は民生委員等が本人又は親族等の支援者と打ち合わせをし、個別の支援計画を作り地域に提供する。
- ② 個別支援計画には、住所・氏名等の基本情報、世帯状況・身体状況等、緊急連絡先、かかりつけ医療機関、支援内容、自らが個人的に依頼した避難支援者のほか、担当民生委員児童委員、避難先、避難方法等を記載する。避難支援者の選定は避難行動要支援者、もしくは家族が依頼することを原則とする。ただし、選定が困難な場合は、自治会・自主防災組織が組や班等に協力してもらい、避難支援者を選任する。
- ③ 市は、民生委員等の関係者と協力し、避難行動要支援者の個別支援計画が常に最新の情報となるよう、状況の把握に努める。
- ④ 個別支援計画を受け、自治会・自主防災組織は、災害時に迅速かつ安全に避難行動要支援者の避難支援について検討し、備えておく。

11 災害時における個人情報の取り扱い

災害発生時において個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない必要がある場合には、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の1第3項及び市個人情報保護条例第9条第1項第3号の規定に従い、本人の同意が得られない場合であっても市福祉部局が保有する個人情報を消防本部、自治会等の避難支援関係者に提供するものとする。この場合に提供する個人情報は、避難支援のために必要な最小限度の情報とする。

市個人情報保護条例(抜粋)

(利用及び提供の制限)

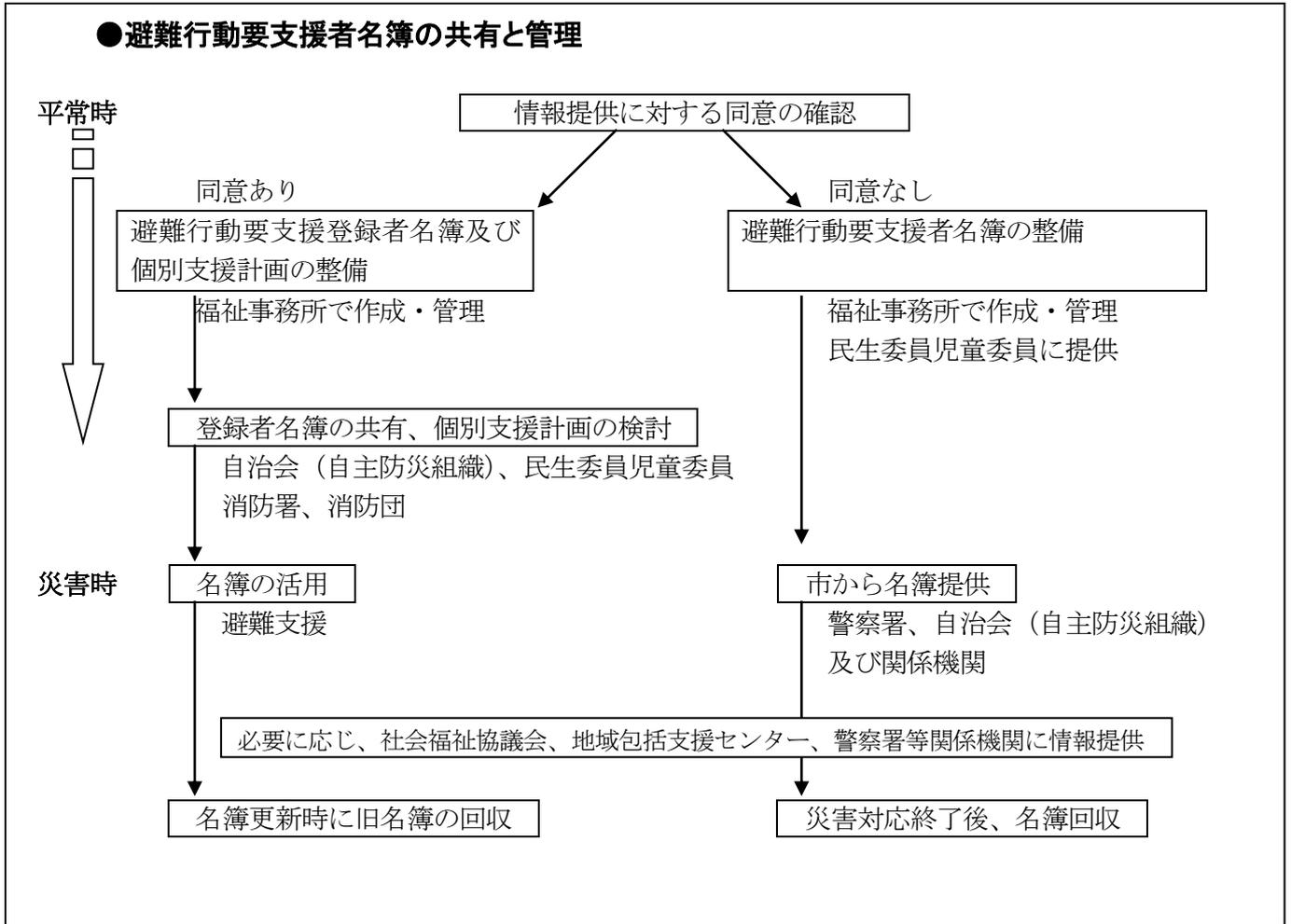
第9条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、当該個人情報の利用又は提供が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)、(2) 省略

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない必要があると認められるとき。

以下省略

●避難行動要支援者名簿の共有と管理



●避難行動要支援者名簿のイメージ

高齢者・障害者等は、共有情報の基準に応じて対象者を抽出して登録

